

資料 5 - 4

( 5 - 4 - 1 ~ 5 - 4 - 6 )

# 説明資料

( 諮問第 496 号、諮問第 497 号関係 )

- ・ すけとうだらオホーツク海南部
- ・ すけとうだら根室海峡





# スケトウダラ（オホーツク海南部）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本評価群はこのうちオホーツク海南部に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

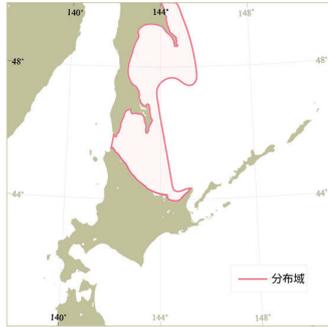
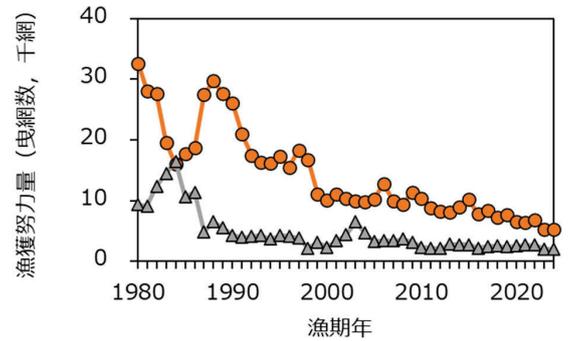


図1 分布域

本資源は日本水域とロシア水域に連続的に分布し、成長の一時期に日本水域に來遊する「跨り資源」である。



● かけまわし（100トン以上） ▲ オッタートロール

図2 漁獲量の推移

本資源の我が国による漁獲量は、ソビエト連邦（現ロシア連邦）の漁獲規制強化等で、1986年漁期に大きく減少した。近年の漁獲量は、ロシア水域からの來遊量に左右されると考えられ、2010年漁期以降は2万～5万トン付近で推移している。2024年漁期は5.4万トンであった。

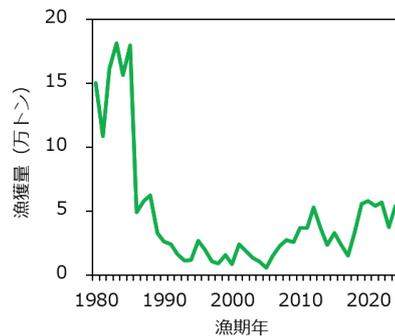


図3 漁獲努力量の推移

日本水域での漁獲の大半は沖合底びき網漁業による。減船の結果、許可隻数は1986年漁期の80隻から2024年漁期は13隻まで減少した。オッタートロール・かけまわし漁法のいずれにおいても、漁獲努力量は過去と比較して抑制されている。

本資源では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

1

# スケトウダラ（オホーツク海南部）②

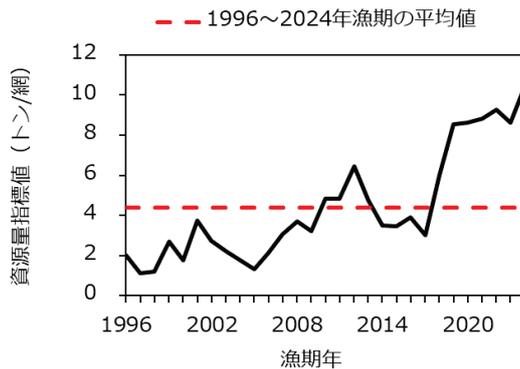


図4 資源量指標値とその平均値

資源管理方針に関する検討のため、沖合底びき網漁業のかけまわし漁法による、スケトウダラ狙い操業（1日の総漁獲量に占めるスケトウダラの割合が50%を超える日の操業）の単位努力量当たり漁獲量（CPUE）を資源量指標値とし、1996～2024年漁期の平均値（4.40トン/網）を評価の基準にすることを提案する。2024年漁期の資源量指標値（10.4トン/網）はこの基準を上回った。

## 本資源の管理基準値等の検討について

本資源の資源量指標値は日本水域における情報に限られ、「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。

現行の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。

本資源では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

2

# 評価と提案のまとめ

---

- 本資源の資源量指標値は日本水域における情報に限られ、「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。
- 資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値（沖合底びき網漁業のかけまわし漁法による、スケトウダラ狙い操業（1日の総漁獲量に占めるスケトウダラの割合が50%を超える日の操業）の単位努力量当たり漁獲量（CPUE））の1996～2024年漁期の平均値（4.40トン/網）を「維持または回復させるべき目標」として提案する。
- 2024年漁期の資源量指標値は 10.4トン/網 であり、この基準を上回った。
- 直近5漁期年の資源の動向は「増加」と評価した。



# スケトウダラ（根室海峡）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本評価群はこのうち根室海峡で漁獲される群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

本資源は北方四島水域やロシア水域などに跨って分布する。日本漁船の操業水域には主に産卵期に来遊すると考えられる「跨り資源」である。

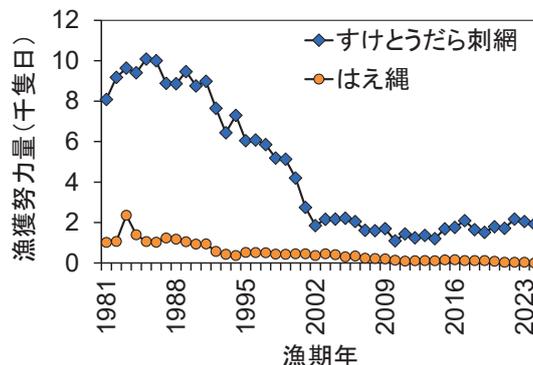


図3 漁獲努力量の推移

漁獲努力量は、すけとうだら専門の固定式刺網漁業では2002年漁期まで大きく減少してその後はほぼ横ばいで推移した。はえ縄漁業では1983年漁期を最高にその後減少し、2024年漁期は操業されなかった。隣接水域におけるロシア漁船の漁獲量・漁獲努力量は不明である。

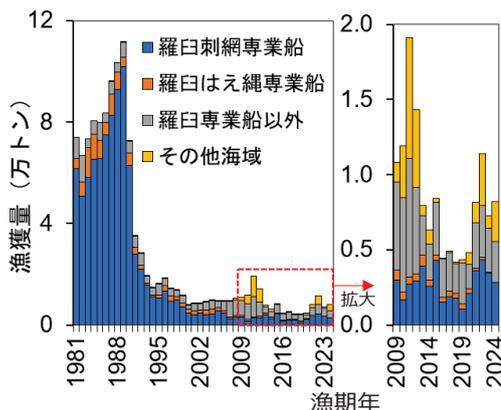


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1990年漁期から急激に減少した。2016～2020年漁期は0.4万トン台に低迷したが、2022年漁期には1.1万トンまで増加した。2023年漁期は0.7万トン、2024年漁期は0.8万トンであった。

本資源では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

5

# スケトウダラ（根室海峡）②

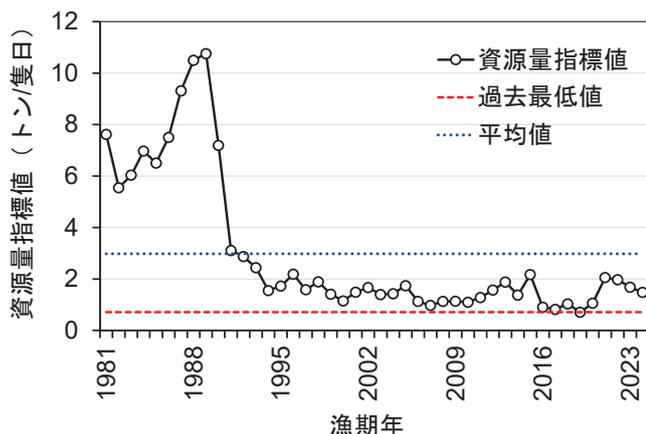


図4 資源量指標値とその平均値および過去最低値

羅臼地区のすけとうだら専門の固定式刺網漁業による延べ出漁隻数当たり漁獲量を資源量指標値とした。2002年漁期以降はブロック操業\*のデータを除いた。

資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値の1981～2024年漁期の平均値（2.98トン/隻日）および最低値（0.71トン/隻日）を評価の基準として提案する。

2024年漁期の資源量指標値（1.48トン/隻日）は平均値は下回るものの最低値を上回る。

## 本資源の管理基準値等の検討について

本資源は主分布域が日本漁船の操業水域になく、日本漁船からの情報のみでは「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。

現行の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。

\*ブロック操業とは漁獲圧軽減による資源保護と操業コスト削減を目的として、複数の経営体がグループを作り、グループ内の1隻が交互に休業する操業形式。

本資源では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

6

# 評価と提案のまとめ

---

- 本資源は主分布域が日本漁船の操業水域になく、日本漁船からの情報のみでは「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。
- 資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値（羅臼地区のすけとうだら専業の固定式刺網漁業による延べ出漁隻数当たり漁獲量）の1981～2024年漁期の平均値（2.98トン/隻日）および最低値（0.71トン/隻日）を「維持または回復させるべき目標」として提案する。
- 2024年漁期は 1.48トン/隻日であり、1981～2024年漁期の平均値を下回るが過去最低値を上回った。
- 直近5年間の資源の動向は「横ばい」と評価した。

# スケトウダラオホーツク海南部 スケトウダラ根室海峡 資源管理について

## 水産庁

### 漁業法第12条(資源管理の目標等)

第十二条 前条第二項第二号の資源管理の目標は、資源評価が行われた水産資源について、水産資源ごとに次に掲げる資源量の水準（以下この条及び第十五条第二項において「資源水準」という。）の値を定めるものとする。

一 最大持続生産量（現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値をいう。次号において同じ。）を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（同号及び第十五条第二項において「目標管理基準値」という。）

二 資源水準の低下によつて最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回つた場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（第十五条第二項第二号において「限界管理基準値」という。）

2 水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし前項各号に掲げる値を定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

3・4（略）

## スケトウダラオホーツク海南部

---

2

### 資源管理方針見直しの経緯

---

令和3年4月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年8月5、6日 (※管理開始5年目)	第3回ステークホルダー会合
令和7年10月29、30日	第4回ステークホルダー会合

3

## 第5回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時期の更新及び修辭上の修正を行うこととする。
- 2 漁獲シナリオは、現行シナリオを継続することとする。

4

### 資源管理目標(案)

- 研究機関は、本資源は日本水域とロシア水域に跨って分布しており、日本水域は分布域の一部にすぎない、また、日本水域には生活史の一時期に来遊することから、日本水域における情報のみでは資源全体を対象とした資源量の目標管理基準値や限界管理基準値を設定することは困難であるとしている。
- 引き続き、研究機関から提案された資源量指標値(注)の値を、漁業法第12条第2項の規定に基づく「維持又は回復させるべき目標」を定める際に用いることとする。

(注) 沖合底びき網漁業のうちかけまわし漁法による、1日の総漁獲量に占める当該水産資源の割合が50%以上の操業における1操業当たり漁獲トン数

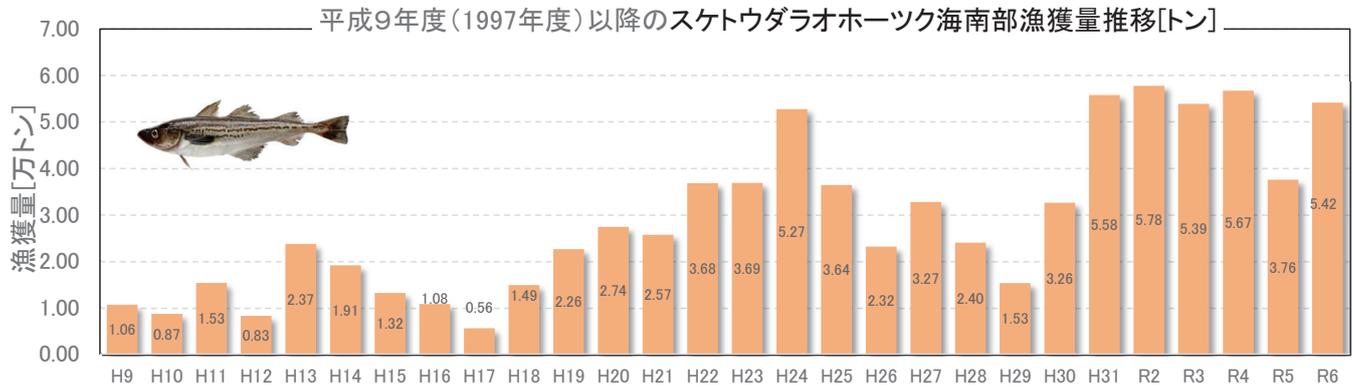
項目	令和8管理年度～	現行
資源管理の目標	4.40トン／操業 (平成8年度(1996年度)から令和6年度(2024年度)までの平均水準とする)	3.41トン／操業 (平成8年度(1996年度)から令和元年度(2019年度)までの平均水準)

5

## 漁獲シナリオ(案)

現行のシナリオを継続する。

- ・ 我が国漁船による漁獲の状況等を踏まえて、操業水域に分布する当該水産資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。
- ・ TACは、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量(令和2年度(2020年度)の57,765トン)を考慮して算定する。



6

## スケトウダラ根室海峡

7

## 資源管理方針見直しの経緯

---

令和3年4月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年8月5、6日 (※管理開始5年目)	第3回ステークホルダー会合
令和7年10月29、30日	第4回ステークホルダー会合

8

### 第5回ステークホルダー会合のとりまとめ

---

- 1 資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時期の更新及び修辭上の修正を行うこととする。
- 2 漁獲シナリオは、現行シナリオを継続することとする。

9

## 資源管理目標(案)

- 研究機関は、本資源は日本水域とロシア水域に跨って分布しており、日本水域は分布域の一部にすぎない、また、日本水域には生活史の一時期に来遊することから、日本水域における情報のみでは資源全体を対象とした資源量の目標管理基準値や限界管理基準値を設定することは困難であるとしている。
- 引き続き、研究機関から提案された資源量指標値(注)の値を、漁業法第12条第2項の規定に基づく「維持又は回復させるべき目標」を定める際に用いることとする。

(注)すけとうだら固定式刺し網漁業の操業隻日数当たり漁獲トン数

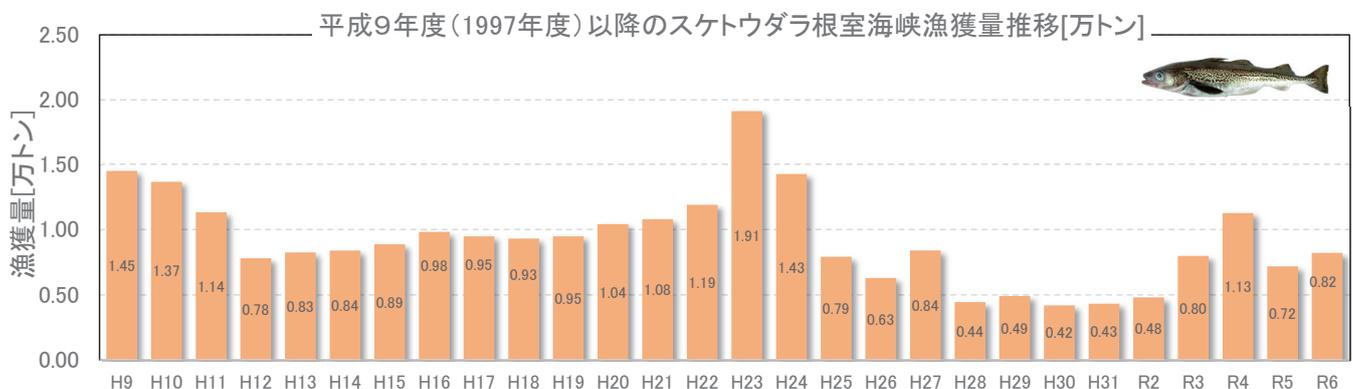
項目	令和8管理年度～	現行
資源管理の目標	0.71トン／隻日 (昭和56年度(1981年度)から令和6年度(2024年度)までの間の最低値を下回らないようにする)	0.71トン／隻日 (昭和56年度(1981年度)から令和元年度(2019年度)までの間の最低値)

10

## 漁獲シナリオ(案)

現行のシナリオを継続する。

- ・ 我が国漁船による漁獲の状況等を踏まえて、操業水域に分布する当該水産資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。
- ・ TACは、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量(平成24年度(2012年度)の14,200トン)を考慮して算定する。



11

## 「別紙 2 - 10 すけとうだらオホーツク海南部及び別紙 2 - 11 すけとうだら根室海峡」における資源管理の目標の変更について

### 1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の本則の第 9 の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (2) 特定水産資源である、すけとうだらオホーツク海南部及びすけとうだら根室海峡については、5 年ごとの見直しのため、令和 7 年 8 月から 10 月にかけて、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を 2 回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲シナリオの案について議論した。その結果、両資源とも、①資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時期の更新及び修辞上の修正を行うこと、②漁獲シナリオは、現行のシナリオを継続することが取りまとめられた。
- (3) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、すけとうだらオホーツク海南部及びすけとうだら根室海峡の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2 - 10」及び「別紙 2 - 11」に関連する規定について、所要の変更を行う。

### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)のうち、網口開口板を使用しない1そ うびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量(1日の総漁獲量に占 めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の 操業における1操業当たり漁獲トン数をいう。)を、平成8年度(1996 年度)から令和6年度(2024年度)までの平均水準とされた値(令 和7年度(2025年度)資源評価において4.40トン/操業)とする こと(主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得ら れる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の 規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)のうち、網口開口板を使用しない1そ うびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量(1日の総漁獲量に占 めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の 操業における1操業当たり漁獲トン数をいう。)を、平成8年(1996 年)から令和元年(2019年)までの平均水準とされた値(令和2年 (2020年)資源評価において3.41トン/操業)とすること(主分 布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域に なく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づ き、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>

変更後	変更前
<p>(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>すけとうだら固定式刺し網漁業(法第57条第1項の規定に基づ き北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による単位漁獲努力 量当たりの漁獲量(操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。)を、昭和 56年度(1981年度)から令和6年度(2024年度)までの間に最低 とされた値(令和7年度(2025年度)資源評価において0.71トン /隻日)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船に よる情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法 第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定める ものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>すけとうだら固定式刺し網漁業(法第57条第1項の規定に基づ き北海道知事の許可を受けて営むものをいう。)による単位漁獲努力 量当たりの漁獲量(操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。)を、昭和 55年(1980年)から令和元年(2019年)までの間に最低とされた 値(令和2年(2020年)資源評価において0.71トン/隻日)とす ること(主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域がなく、 資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同 条第1項と異なる目標を定めるものとする。)</p> <p>第4～第9 (略)</p>

## 令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）すけとうだらオホーツク海南部 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

- ① 我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する（漁獲シナリオ）。
- ② 資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量（令和 2 年度（2020 年度）の 57,765 トン）を考慮した数量を TAC とする。

#### （2）令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだらオホーツク海南部	60,000 トン

（参考 1）資源管理の目標（漁業法第 12 条第 2 項の規定に基づく「維持又は回復させるべき目標」）

沖合底びき網漁業（許可省令第 2 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）のうち、網口開口板を使用しない 1 そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量（1 日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が 50 パーセント以上の操業における 1 操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成 8 年度（1996 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの平均水準とされた値（令和 7 年度（2025 年度）資源評価において 4.40 トン／操業）とする。

(参考2) T A C及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度
T A C	58,000 (72,000)	58,000 (60,000)	58,000	58,000 (63,000)	56,000 (62,000) (58,000)
漁獲実績	-	54,166	37,561	56,723	53,911

(出典：T A C報告より水産庁作成)

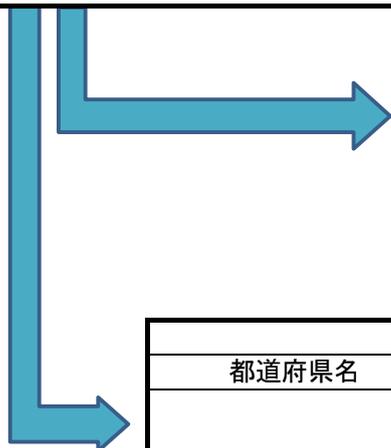
※括弧内は変更後の数字（管理年度中に変更があった場合）

## 2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

## 令和8管理年度すけとうだらオホーツク海南部漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだらオホーツク海南部	60,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	59,900

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	北海道については、現行水準とする。

## 令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）すけとうだら根室海峡 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

- ① 我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する（漁獲シナリオ）。
- ② 資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量（平成 24 年度（2012 年度）の 14,200 トン）を考慮した数量を TAC とする。

#### （2）令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら根室海峡	15,000 トン

（参考 1）資源管理の目標（漁業法第 12 条第 2 項の規定に基づく「維持又は回復させるべき目標」）

すけとうだら固定式刺し網漁業（法第 57 条第 1 項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。）を、昭和 56 年度（1981 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの間に最低とされた値（令和 7 年度（2025 年度）資源評価において 0.71 トン／隻日）を下回らないようにする。

#### （参考 2）TAC 及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度	R3 (2021) 管理年度
TAC	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000
漁獲実績	-	8,226	7,197	11,297	7,999

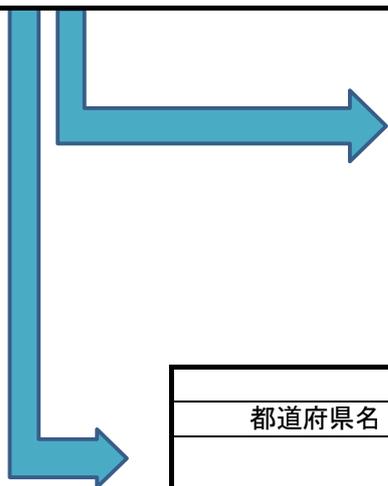
（出典：TAC 報告より水産庁作成）

### 2 配分（案）

- （1）過去 3 年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （2）配分量は別紙のとおり。

## 令和8管理年度すけとうだら根室海峡漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら根室海峡	15,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
-	-

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	15,000	